



唐津市企業管理公告第5号

唐津市上下水道局窓口業務包括的委託公募型プロポーザルの実施について

唐津市上下水道局窓口業務包括的委託の受託候補者の選定について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年5月1日

唐津市長 峰 達 郎



1 委託する業務の概要

(1) 委託する業務の名称

唐津市上下水道局窓口業務包括的委託

(2) 委託する業務の内容

要求水準書による。

(3) 委託期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

(4) 準備期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 履行場所

唐津市役所本庁舎5階及び唐津市役所本庁舎1階水道窓口並びに市内一円

2 参加資格要件

(1) 参加申込期限日時点において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 唐津市競争入札参加資格登録名簿の「役務、保守点検、警備、清掃業務その他の業務に関するもの」の「その他」のうち、水道メーター検針、水道料金の徴収等として登録されていること。

イ 単独企業体又は共同企業体であること。共同企業体の場合は次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(ア) 共同企業体の構成員数は3者までとする。

(イ) 共同企業体の構成員の最小出資比率は30%とする。

- (ウ) 構成員の中から代表構成員を決定するものとする。また、代表構成員の出資比率は構成員中最大とする。
- (エ) 共同企業体の運営方式は、各構成員が対等の立場で一体となって業務を履行する共同履行方式とする。
- (オ) 共同企業体の構成員は、単体事業者または他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加する者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）により、更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）により、再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- カ 唐津市から指名停止措置を受けていないこと。
- キ 代表者及び役員等が次に掲げるいずれかに該当する者でないこと、又は次に掲げる者が経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「法」という。））第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）をいう。）
 - (イ) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）をいう。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - (ク) 令和3年度から令和7年度までの間に、給水人口50,000人以上の

水道事業体において単独企業体又は共同企業体の代表構成員として窓口業務を包括的に受託している業務について1年間以上元請として契約し、かつ、これを誠実に履行していること。

(ク) 情報セキュリティに関する国際規格（ISO/IEC 27001）又はプライバシーマークを取得していること。

(2) 参加資格の喪失

参加申込書類の受付締切日から契約締結までの間に前記に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

3 参加申込の手続

(1) 提出の方法

郵便（書留又は簡易書留）によることとし、持参、電子メール及びファクシミリによる提出は認めない。

(2) 提出期限

令和8年6月1日（月）午後5時（必着）

(3) 提出場所

〒847-8511

佐賀県唐津市西城内1番1号

唐津市上下水道局業務課料金係

(4) 提出書類及び作成方法

唐津市上下水道局窓口業務包括的委託プロポーザル実施説明書（以下「実施説明書」という。）を参照して作成すること。

4 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、令和8年6月5日（金）に参加申込事業者に対して書面により通知する。

5 説明会の開催及び提案書作成に必要な資料の貸出し

参加資格審査の結果、プロポーザルへの参加要請を行った事業者（以下「参加事業者」という。）に対して次のとおり説明会を開催する。

また、説明会当日、業務提案書及び業務提案見積書（以下「提案書等」とい

う。)の作成に必要な資料の貸出しを行う。

なお、指定日時以外には、資料の貸出しを行わないものとする。

- (1) 開催日時 令和8年6月12日(金) 午前10時から午後0時まで
- (2) 開催場所 唐津市役所本庁舎5階501会議室
- (3) 参加人数 1事業者当たり2名以内
- (4) 貸出期間 令和8年6月12日(金) からヒアリング実施日まで

6 業務に関する質問

(1) 提出場所

唐津市上下水道局業務課料金係

TEL 0955-72-9145

E-mail suidou-gyoumu@city.karatsu.lg.jp

(2) 提出方法

任意の様式により電子メールにて提出し、件名は次のとおりとする。なお、送信確認として電話連絡すること。

【参加事業者名】唐津市上下水道局窓口業務包括的委託(質問書)

(3) 受付期限

令和8年6月26日(金) 午後5時必着

(4) 回答方法

提出された質問は、令和8年7月2日(木) 午後5時までに、質問者を匿名化し、参加事業者全員へ電子メールにて回答する。

7 関係図書の公開及び入手方法

令和8年5月1日(金) から唐津市のホームページでダウンロードすること。

8 提案書等の提出

(1) 提案書の作成方法

実施説明書を参照して作成すること。

(2) 提出場所

〒847-8511

佐賀県唐津市西城内1番1号

唐津市上下水道局業務課料金係

(3) 提出期間

令和8年6月8日(月)午前8時30分から令和8年7月31日(金)午後5時まで(必着)

(4) 提出部数

提出部数については、次のとおりとする。

ア 正本 1部

イ 副本 7部

(5) 提出方法

ア 郵送(書留又は簡易書留のいずれかの方法に限る。持参及びファクシミリによる方法は認めない。)

イ 提出された書類の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

9 受託候補者を特定するための評価方法等

(1) 評価基準

別表「唐津市上下水道局窓口業務包括的委託プロポーザル評価基準書」による。

(2) 評価方法

評価基準に基づき、提案書の内容等を書類審査するとともに、ヒアリングを実施して評価する。

(3) 評価体制

唐津市水道事業等包括的委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において評価を実施する。

10 ヒアリングの実施

参加事業者に対し業務提案書の内容について、ヒアリングを実施するものとし、日程は別途通知する。

11 本委託業務に係る提案見積限度額

金979,500,000円(消費税相当額及び地方消費税相当額を除く。)

この金額は、5年間の提案見積限度額とし、契約時の予定価格を示すものでは

ない。

また、提案見積額がこの限度額を超える場合、失格とする。

12 参加に係る申請書類等の作成に関する取扱い

- (1) 提案書等の作成に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提案書等の提出後から受託候補者の選定までの間、提案書等に記載された内容の変更は認めない。
- (3) 提出された提案書等は、返却しないものとする。

13 受託候補者の選定

受託候補者は、次に掲げるすべての要件を満たす参加事業者のうち、総合評価値が最も高い者とする。

- (1) 提案見積額が提案見積限度額の範囲内であること。
- (2) 業務評価点が最低基準点以上であること。

14 総合評価値が最も高い者が2者以上いる場合の取扱い

総合評価値が最も高いプロポーザル参加事業者が2者以上いるときは、次の項目を順に判定して選定を行う。

- (1) 業務評価点が高い者
- (2) 委託業務に関する評価点が高い者
- (3) 提案見積額が低い者

15 申請及びプロポーザルを行った者が1者の場合の取扱い

プロポーザル参加資格確認申請及びプロポーザルを行った者が1者の場合であっても、原則として当該プロポーザルは実施し、審査・評価を行う。

16 受託候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

受託候補者の選定結果の通知を受理した日の翌日から起算して3日以内（唐津市の休日定める条例（平成17年条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）に受託候補者と選定されなかった参加事業者から請求があったときは、当該請求者が受託候補者とされなかった理由を、当該請求を行った参加事業者に書面により通知するものとする。

17 契約保証金の額、納入時期及び返還時期

唐津市財務規則第108条の規定による。

18 契約締結に向けた協議

本市水道事業は、受託候補者と契約の締結に向けて、提案書の内容を基本とし、契約内容等の協議を行い、合意に達した場合は、その受託候補者と随意契約により契約を締結する。

19 受託候補者の取消し

次に掲げる事由が契約締結前に生じた場合は、受託候補者の選定を取り消すことができる。

- (1) プロポーザルの参加資格要件を欠く者となった場合
- (2) 参加申込書及び提案書の作成に関して不正行為が認められた場合
- (3) 唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成26年告示第59号）に基づく指名停止の措置を受けた場合

20 次順位者との交渉

受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が生じた場合又は協議が整わない場合は、プロポーザルの結果において次順位以下となった参加事業者のうち、総合評価値が上位であった者から当該業務包括的委託について交渉を行うことができる。

21 その他

本業務の公募については、次の条例等（本市ホームページに掲載）を熟知のうえ、参加すること。

- (ア) 水道法（昭和32年法律第177号）
- (イ) 水道法施行令（昭和32年政令第336号）
- (ウ) 唐津市水道事業給水条例（平成17年条例第266号）
- (エ) 唐津市水道事業給水条例施行規程（平成17年企業管理規程第12号）
- (オ) 唐津市水道事業給水契約申込等の特例に関する要綱
（平成26年企業管理告示第3号）
- (カ) 唐津市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程
（平成17年企業管理規程第18号）

- (キ) 唐津市水道事業給水装置工事届出書等閲覧申請取扱要綱
(平成24年企業管理告示第3号)
- (ク) 唐津市水道事業集合住宅等に係るメーター寄附採納要綱
(平成26年企業管理告示第1号)
- (ケ) 唐津市水道事業集合住宅等に係る各戸メーターの設置及び水道料金算定の
特例に関する規程 (平成26年企業管理規程第1号)
- (コ) 計量法 (平成4年法律第51号)
- (カ) 計量法施行令 (平成5年政令第329号)
- (シ) 唐津市水道事業指定給水装置工事事業者規程
(平成17年企業管理規程第19号)
- (ス) 下水道法 (昭和33年法律第79号)
- (セ) 唐津市下水道条例 (平成17年条例第246号)
- (ソ) 唐津市下水道条例施行規程 (令和2年企業管理規程第13号)
- (タ) 唐津市農漁業集落排水処理施設条例 (平成17年条例第248号)
- (チ) 唐津市農漁業集落排水処理施設条例施行規程
(令和2年企業管理規程第18号)
- (ツ) 唐津市小規模集合排水処理施設条例 (平成17年条例第249号)
- (テ) 唐津市小規模集合排水処理施設条例施行規程
(令和2年企業管理規程第19号)
- (ト) 唐津市戸別浄化槽の整備に関する条例 (平成17年条例第363号)
- (ナ) 唐津市戸別浄化槽の整備に関する条例施行規程
(令和2年企業管理規程第21号)
- (ニ) 唐津市公共下水道汚水排除量認定規程 (令和2年企業管理規程第15号)
- (ヌ) 唐津市汚水量認定基準取扱要綱 (令和2年企業管理告示第8号)
- (ネ) 都市計画下水道事業等受益者負担金に関する条例
(平成17年条例第247号)
- (ノ) 都市計画下水道事業等受益者負担金に関する条例施行規程
(令和2年企業管理規程第17号)

- (ハ) 唐津市公共下水道等排水設備指定工事店規程
(令和2年企業管理規程第14号)
- (ヒ) 唐津市工業用水道事業給水条例 (平成17年条例第274号)
- (フ) 唐津市工業用水道事業給水条例施行規程 (平成17年企業管理規程第20号)
- (ヘ) 唐津市債権の管理に関する条例 (令和2年条例第6号)
- (ホ) 唐津市債権の管理に関する条例施行規則 (令和2年規則第40号)
- (マ) 唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和5年条例第1号)
- (ミ) 唐津市上下水道局が取り扱う個人情報の保護に関する規程
(令和5年企業管理規程第7号)
- (ム) 唐津市水道事業会計規程 (平成17年企業管理規程第6号)
- (メ) 唐津市下水道事業会計規程 (令和2年企業管理規程第13号)
- (モ) 唐津市工業用水道事業会計規程 (平成17年企業管理規程第7号)
- (ヤ) 唐津市水道事業公金徴収事務委託規程 (平成26年企業管理規程第4号)

別表

唐津市上下水道局窓口業務包括的委託プロポーザル評価基準書

1 評価の方法

評価は、参加事業者が提出した提案書に基づき算出する業務評価点と提案見積額（消費税及び地方消費税を除いた額をいう。以下同じ。）により算出する価格評価点との合計点数（以下「総合評価値」という。）により行うものとする。

総合評価値＝業務評価点＋価格評価点

2 評価基準

評価項目	詳細評価項目	配点	小計
会社概要	財務状況	5	10
	基本理念	2	
	受託実績（水道料金等に限る。）	3	
業務実施体制、 人材育成及び地 域貢献	業務実施体制	7	15
	人材育成	5	
	地域貢献に関する事項	3	
委託業務	受付業務に関する事項	8	45
	検針及び開閉栓業務に関する事項	5	
	水道料金等の調定業務関連、収納業務関連 及び滞納整理業務関連に関する事項	20	
	給水装置工事及び排水設備工事関連業務に 関する事項	12	
個人情報保護及 び危機管理体制	個人情報保護に関する事項	5	10
	危機管理体制に関する事項	5	
提案見積額	提案見積額	20	20
合計			100

3 得点化方法

(1) 業務評価点における得点化方法

業務評価点は、選定委員会が評価基準に従い、評価項目ごとに評価する得点の合計をもって充てるものとする。

各評価項目については、次表に定める5段階評価による得点化方法により得点を付する。

評価	評価の意味合い	得点化方法
A	良い	配点×1.0
B	少し良い	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	少し悪い	配点×0.4
E	悪い	配点×0.2

(2) 価格評価点における得点化方法

価格評価点 = $[0.5 - \{(当該提案見積額 - 平均提案見積額) / 平均提案見積額\}] \times 価格配点$

なお、 $[0.5 - \{(当該提案見積額 - 平均提案見積額) / 平均提案見積額\}]$ の値が、負の値となるときは「0」とし、1を超えるときは「1」とする。

※小数点第2位以下を四捨五入する。